

成年後見制度を皆さんに知っていただき、適切にご利用いただけるよう、次の業務を行っております。

## 相談

- (1) 成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの相談に応じます。
- 成年後見制度について知りたい。
  - 成年後見制度を利用したほうがいいのかどうか迷っている。
  - 成年後見制度を利用するとどんなメリット(デメリット)があるのか。
  - 成年後見制度を利用する場合どれほどの費用がかかるのか。
- (2) 弁護士による法律相談【毎月1回、費用は無料、予約が必要です。】
- 高齢者・障がい者の権利擁護、財産管理、成年後見等に関すること

## 広報・啓発

成年後見制度を理解してもらえよう、説明会や研修会を開催するなど、制度に関する情報を発信して普及啓発を行っております。

## 審判申立て手続きの支援

成年後見制度を利用するには、家庭裁判所へ審判申立てする必要があります。この申立てに必要な書類や手続き方法などについて、ご説明します。

## 関係機関との連携

成年後見制度を必要とする人が適切に利用できるよう、豊山町役場や地域包括支援センター「あおぞら」など関係機関との十分な連携を図っております。

また、当センターでは、成年後見制度の利用対象とならない程度の判断能力であっても、自分ひとりでは判断することが不安な方について、日常的な金銭管理や日常生活に必要な事務手続きなどのお手伝いを行っております。『日常生活自立支援事業』

社会福祉法人 豊山町社会福祉協議会  
とよまちょう せいねん こうけん

# 豊山町成年後見センター

平日(月曜～金曜) 8時30分～17時15分

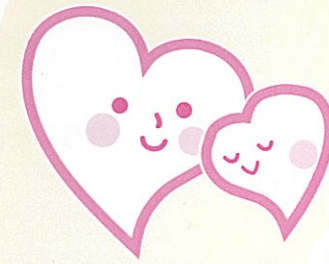
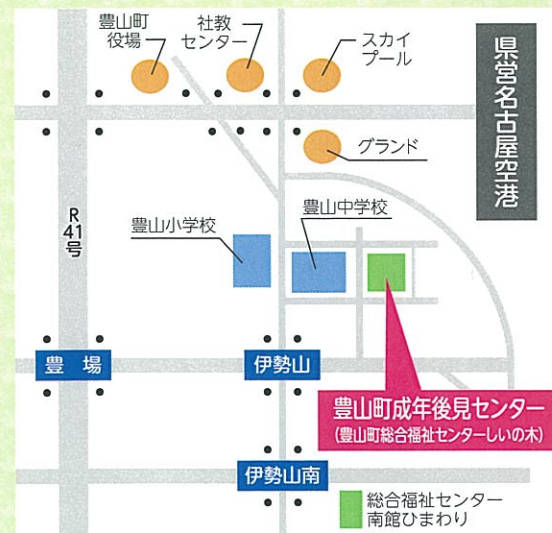
**住所** 愛知県西春日井郡豊山町  
大字豊場字諏訪270番地  
(豊山町総合福祉センター-しいの木)

**HP**  
**アドレス** <https://www.toyoyama-shakyo.jp>

**TEL** (0568)29-0002

**FAX** (0568)39-0017

お気軽に  
ご相談ください



# とよまちょう 豊山町 せいねんこうけん 成年後見センター

豊山町が、成年後見制度の

利用の促進

支援の提供

円滑な運用

などを目的として、令和3年4月に設置しました。  
豊山町社会福祉協議会が、業務運営を受託しています。

とよまちょう

# 豊山町

せいねんこうけん

# 成年後見センター



豊山町社会福祉協議会  
マスコットキャラクター  
ふくつしいー

## こんなとき

## 成年後見制度を利用すると



母親の認知症が進んできたので、息子が代わりに銀行へ定期預金の解約に行ったところ、息子さんであっても解約の手続きをすることはできません、と窓口で言われた。

後見人等は、認知症の方に代わって定期預金を解約することができます。  
また、お金を管理することなどをお手伝いします。



知的障がいのため、役所での手続きや銀行でのお金の管理が苦手で、今まで母親に任せきりだったが、母親が病気で倒れてしまった。

後見人等が、本人に代わって役所や銀行で手続きをします。  
また、今後の日常生活についてもサポートしてもらうことができます。



ひとり暮らしで頑張ってきたが、最近物忘れが増えた。悪質業者から高額な商品を買ったり、不要な工事契約をしないか、心配だ。

万が一、だまされて契約してしまったときには、後見人等により、その契約を取り消してもらうことができます。



日頃の生活や将来の暮らしに不安があるときは、  
成年後見制度を利用することを考えてみましょう。

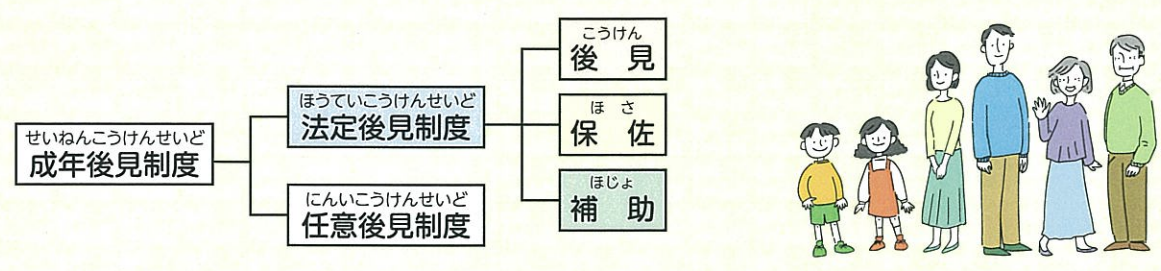


# 1 『成年後見制度』とはどんな制度ですか。

⇒判断能力が不十分な人をご支援する法律上の制度です。

対象者	支援の方法	制度の目的
認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人	家庭裁判所により選任された支援者(『後見人等』)が、本人のために活動します。	本人の利益や財産を守り、本人の意思を尊重した日常生活を支援します。

# 2 成年後見制度には、どのような種類がありますか。



# 3 法定後見制度とは、どんな制度ですか。

⇒すでに判断能力が低下している又は低下し始めた人をご支援する制度です。

法定後見制度では、後見人等から、どのような支援をしてもらうことができますか。

ざいさんかんり 財産管理	しんじょうかんご 身上監護
預貯金通帳・印鑑の保管、入出金管理 公共料金など必要経費の支払い 保険金や年金などの受領 不動産の維持管理、遺産分割 など	診療契約、入院契約、医療費の支払い 施設の入退所契約、施設処遇の監視、施設利用料の支払い 行政機関への届け出(社会保険、年金、税金等) など

- ただし、次のことなどは支援の対象ではありません。
- 事実行為としての介護(身体介助、買い物、洗濯等)
  - 保証人になること(身元保証、身元引受、入院保証等)
  - 医療行為への同意(手術同意、治療方針の同意等)
  - 一身専属権の代理行為(結婚、離婚、養子縁組、遺言等)
  - 死後事務(但し、一定の要件のもとで一定の事務を行うことができます。)

# 4 法定後見制度にはどのような種類がありますか。

また、その対象者はどんな人ですか。

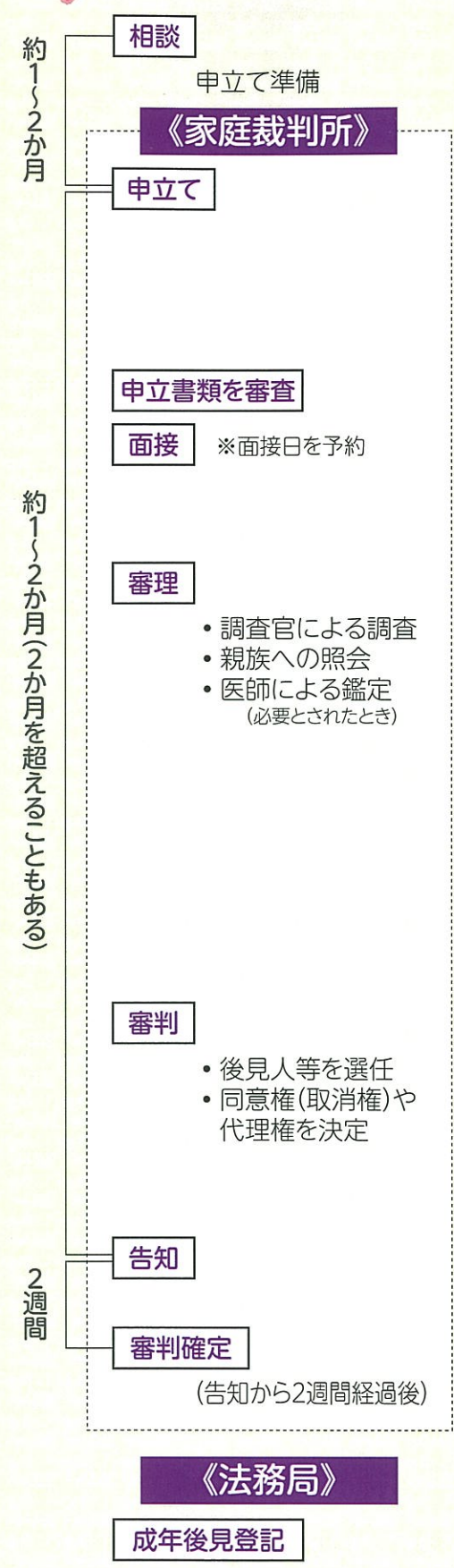
法定後見制度	類型	対象者(本人の判断能力の目安)
法定後見制度	後見	判断能力が常に欠ける人 日常的な活動を自分ひとりで判断できず、誰かにやってもらわなければならない。
	保佐	判断能力が著しく不十分な人 日用品の購入など日常生活に関する行為はできるが、重要な財産行為は一人ではできない。
	補助	判断能力が不十分な人 重要な財産行為をすることができるとしても、本人の利益のためには支援を受けた方がいい。

# 5 任意後見制度とは、どんな制度ですか。

⇒今はまだ判断能力がしっかりしている人が、将来認知症などにより判断能力が不十分になった場合に備えておく制度です。

ご本人が、あらかじめ支援してくれる人(『任意後見人』)と支援してもらう内容を決めて、公正証書で契約しておきます。

# 6 申立て手続きの流れ

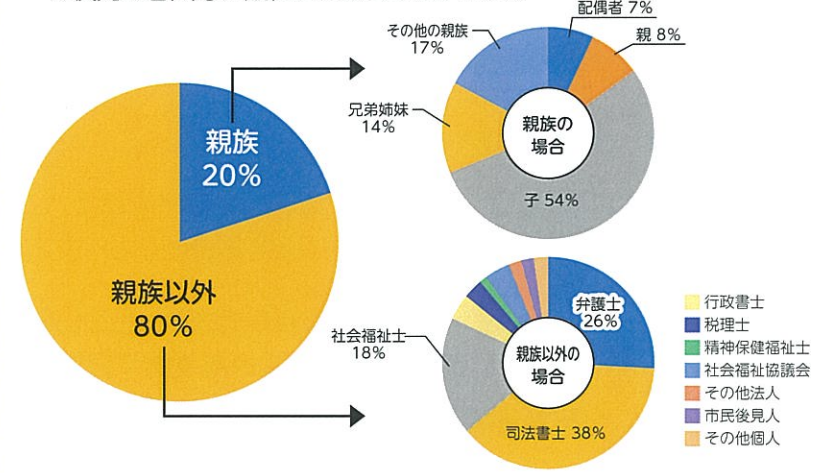


<申立てできる人>  
本人、配偶者、4親等内の親族、町長 など  
※申立てをした後は、家庭裁判所の許可がなければ取り下げることができません。

<申立てに必要な書類>  
申立書、申立事情説明書、本人情報シート、診断書  
親族関係図、親族の意見書、後見人等候補者事情説明書  
財産目録、収支予定表、戸籍謄本、住民票 など

<申立てにかかる費用(概算)>  
 診断書.....5千円~1万円  
 戸籍謄本、住民票等.....数千円  
 家庭裁判所手数料等.....約1万円  
 鑑定費用(必要な場合のみ).....約5万円  
 弁護士・司法書士に依頼する場合.....10~30万円

<後見人等に選任される人>  
親族(子、兄弟姉妹、配偶者、親、その他)  
専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、精神保健福祉士等)  
社会福祉協議会等の法人、市民後見人 など  
※申立書に記載された候補者が選任されるとは限りません。  
※後見監督人等が選任されることもあります。



※告知から2週間以内に不服申立てがなかった場合、審判が確定します。  
なお、選任された後見人等について不服申立てすることはできません。

<後見人等報酬の費用負担(概算)>  
後見人等報酬(専門職後見人等の場合)  
月額2万円ぐらいから  
(本人の財産状況を考慮して家庭裁判所が金額を決定します)  
後見監督人等が選任されたときは、別途報酬負担が生じます。  
[後見][保佐][補助]に決定されたことが、法務局で登記されます。  
(戸籍には記載されません。)

<後見終了の事由>  
● 本人の判断能力が回復して、家庭裁判所が審判を取り消したとき  
● 本人が死亡したとき

# 7 成年後見の終了